

入会金および会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、会員の入会金および会費に関し必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 会員が入会するにあたり、入会金は無料とする。

(会費)

第3条 正会員、サポート会員および実装会員は、会員区分により1口あたり以下の年会費を、1口以上納入しなければならない。

会員区分	会費
大企業	10万円/1口
中小企業	1万円/1口

2. 実装会員は、プラットフォームに関する規則において定める規模により、1口あたり以下の年会費を、1口以上納入しなければならない。

実装会員の種類	大規模	小規模
プラットフォーム企業	200万円/口	40万円/口
コンポーネント企業	50万円/口	10万円/口
インテグレーション企業	20万円/口	4万円/口

3 賛助会員は、1口10万円の年会費を、1口以上納入しなければならない。

4 個人会員は、1万円の年会費を納入しなければならない。

5 学会会員の年会費は無料とする。

6 申込み時の口数は、年度ごとに変更することができる。

7 中小企業は、従業員数300名以下又は資本金1億円以下の企業とする。

(年度途中の入会)

第4条 本会の事業年度の途中で入会または口数の追加を行った場合、半期単位で繰り上げた月数で割引計算する。

2 事業年度の途中で退会又は口数の削減を行った場合であっても、一度納入された会費は、原則として返金しない。

(請求と支払方法)

第5条 入会申し込みが受理され、理事長による承認の後、事務局は入会金及び年会費の請求書を発行する。

2 会員は、請求書発行日の翌月末日までに、指定の銀行口座に請求金額を振り込まなければならない。

附 則

1 この規則は、平成27年6月18日から施行する。

2 この改訂は、平成30年10月25日から施行する。